

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区長

審査請求人が令和8年1月15日付書面で提起した処分庁による特別障害者手当再認定通知に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 令和5年12月20日、審査請求人は、処分庁に対し、特別障害者手当の認定請求を行った。
- 2 令和6年3月28日、処分庁は、審査請求人に対し、「有期認定：有（2年） 令和7年10月に再度障害の状態を確認する必要があります。」としたうえで、手当の受給資格を認定した。
- 3 令和7年8月29日、処分庁は、法第36条第1項に基づき、審査請求人に対し、特別障害者手当再認定に係る提出書類の提出を命じた。
- 4 令和7年10月21日、審査請求人は、処分庁に対し、特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）を添付のうえ、手当の有期認定更新申請書を提出した。
- 5 令和8年1月7日、処分庁は、「有期認定：有（3年） 令和11年1月に再度障害の状態を確認する必要があります。」としたうえで、特別障害者手当の再認定をし、審査請求人に通知した（以下「本件通知」という。）。

6 審査請求人は、令和8年1月15日付け書面により、本件再認定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審査請求人の主張の要旨

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第28条において、「第38条第2項の規定により市長又は福祉事務所長を管理する町村長が障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務の全部又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。」と定められており、本件通知書は葛飾区長名で発されており、かつ、委任する旨を定めた条例及び規則もないため、審査請求先は葛飾区長となる。
- 2 本件通知の理由付記に不備がある。
- 3 審査請求人の主治医による「将来再認定の要」を「無」とする特別障害者手当認定診断書は、医学的知見、個別的な症状の推移、改善が見込めないことを考慮した合理性を有する診断書であり、処分庁の判断は素人的に、かつ、審査請求人の具体的状況を見ずに抽象的可能性をいうものに過ぎず、合理的理由があるとは認められない。

理 由

本件における審査請求すべき行政庁は、地方自治法第255条の2第1項第2号により東京都知事であるから、葛飾区長を審査請求すべき行政庁とした本件審査請求は不適法である。

特別障害者手当に係る事務は地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり（法第39条の2）、法定受託事務に係る審査請求は、地方自治法第255条の2第1項により、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してすることとなる。

特別障害者手当について、区長に審査請求できるとの規定は法には存在しないから、本件再認定が処分に該当するとすれば、都道府県知事に対して審査請求すべきことになる

(同項第2号)。

よって、本件の審査請求は不適法である。

審査庁は、審査請求人に対して審査請求先の補正を命じたが、審査請求人は補正に応じなかった。また、職権をもって調査したところ、審査請求人は、東京都知事に対して、「葛飾区長がした令和8年1月7日付特別障害者手当再認定処分を取り消す」との審査請求を行っていた。

以上から、本件審査請求は行政不服審査法第24条に準じて、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和8年4月7日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。